

第六十五回 参議院 商工委員会 會議録 第七号

昭和四十六年三月十六日(火曜日)

午前十時十三分開会

出席者は左のとおり。

委員長 川上 為治君

理事 矢野 登君

山本敬三郎君

稲嶺 一郎君

八木 一郎君

山下 春江君

阿具根 登君

大矢 正君

近藤 信一君

上林繁次郎君

田淵 哲也君

政府委員

通商産業大臣官

房長 高橋 淑郎君

通商産業省重工業局長 赤澤 璋一君

事務局側

常任委員会専門員 菊地 拓君

本日の會議に付した案件

○特定電子工業及び特定機械工業振興臨時措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(川上為治君) ただいまから商工委員会を開会いたします。

特定電子工業及び特定機械工業振興臨時措置法案を議題といたします。

前日に引き続き質疑を行ないます。質疑のある方は順次御発言願います。

○田淵哲也君 初めに、機械産業の輸出関係の問題について伺いたいと思っておりますけれども、昨年七月に出ました産業構造審議会の「今後の機械産業政策に関する答申」によりまして、新経済社会発展計画の目標として五十年三十七億四千万ドルの輸出を達成するには機械産業はそのうち過半数の二百億ドル程度の輸出をしなければならぬというところがうたわれておられるわけですが、従来機械産業の輸出関係は、造船、自動車、さらには家電、軽機械、こういうもので大部分が占められておると思っております。ただ、前述の二百億ドルの目標を達成するためには、今後の機械産業の輸出の主力というものがどういうものに置かれるか。この点の見通しについて伺いたいと思っております。

○政府委員(赤澤璋一君) ただいま御指摘がございましたように、機械類の輸出は、今後のわが国輸出の大宗をなしていくと申しますか、中核となるべきものと私も考えております。

過去の足取りを簡単に申し上げてみますと、機械の輸出は、通関統計で見ますと、四十一年が三十七億五千七百万ドルということでございまして、これが四十五年には八十九億六千万ドル。非常に大きく、倍以上の伸び方をこの五十年間でいたしております。こういうふうな実績も踏まえて、先般の産業構造審議会におきましては、今後の機械産業の輸出というものを、五十年間で約二百億ドルというふうな目標として掲げたわけでございます。この内容につきましては、ただいまも御指摘がございましたように、従来はテレビあるいはラジオ、テープレコーダーといったような、いわゆる軽機械類、特に民生機器を中心にいたしました軽機械類が主でございまして、いわばこの面に日本の機械輸出が特伸しておった

というふうな考えられるわけでございます。こういったような軽機械類の輸出につきましては、やはり今後も需要の伸びに応じて漸次出ていくものと思っておりますが、漸次その伸び率は鈍化していくであろうと考えております。と申しますのは、いわゆる発展途上国におきまして、こういったような、どちらかといえば労働集約的な軽機械類が生産をされてくるということもございまして、また特恵関税制度というふうなことから、こういった諸国からのいわゆる先進国への輸出が特別に優遇をされるというようなこともございまして、日本の輸出環境といましては、漸次この伸び率は鈍化していくであろうと、こういったふう

に考えております。そういうような事情からいたしまして、今後、私も政策を担当してございまして、面から申しますと、やはり工作機械でございまして、あるいは化学機械といったようないわゆるプラント類、こういったものを今後の中心に持っていくかなければならないと考えておりますし、また、現在でも非常に伸び続けております自動車あるいはさらには航空機、こういったような、いわゆる技術集約的なもの、あるいは先端技術を使用いたしました機械類、こういったものに輸出の比重を漸次移していくことにしてまいりたいと思っております。したがって、今後の輸出政策といたしましては、従来のような軽機械はもろんでございまして、特に重点としましては、プラント類等先ほど申し上げましたようなものに輸出政策の重点を移してまいりたい、かように考えておるわけでございまして。

○田淵哲也君 そういふ機械産業の今後の展望の上に立って考えた場合、今回提案されております特定電子工業及び特定機械工業振興臨時措置法の指定業種ですね、そういうものと、いまのこのビジョンというものは、やはり関連がなければならぬと思っておりますけれども、この辺についてどう考えておられるかお伺いしたいと思います。

○政府委員(赤澤璋一君) 今回のいわゆる機械電法と申しておりますが、こういったような法律によりまして特定業種を指定するわけでございまして、この指定にあたりましては、電子の面と機械の面、及び電子と機械が一体になりましたいわゆるシステムの機械と申しますか、そういった面それぞれにわたりますと、先ほどお話がございましたように、輸出の面も考えながらその指定を

してまいりまして、電子の面につきましては、何と申してもやはり非常に技術進歩の著しい分野でございまして、いわば試験研究あるいはその試験研究の成果を踏まえた生産の開始あるいは量産といったような段階までフォローしてまいりまして、特にこの生産技術に関する面につきましては重点を置きまして指定をしておりますが、この面につきましては従来から機械振法を中心に運用してまいりましたわけでござい

ますが、特にいまお話のございましたように、今後特に高度のいわゆるシステムの機械というものが必要になってまいります。また、新しい技術の企業化という面も出てまいります。この第三条にうたっておりますように、「危害の防止若しくは生活環境の保全」といったようないわゆる安全、公害関係、こういったものを中心にして指定をしたいと思います。たとえば、たとえ自動車等の面等につきましては、その輸出が非常に大きく伸びております対米関係におきましては、いわゆるマスキー法案といったような公害関係の法案も出ております。こういったことにやはりマツチをした、うまくこれに適合していくような自動車の部品でありますとか、あるいは自動車

そのものの安全でありますとか、こういった面を中心に、必要な業種の振興育成をはかってまいりたいと考えておるわけでございます。

○田淵哲也君 そうすると、いまの御答弁は、今回の指定業種には、しほりがかけられて、特に公害関係並びに省力関係を重点的に考えるという趣旨だと思えますけれども、もちろん公害関係、安全関係、省力関係、そういうものに重点を置くのは当然だと思いますが、ただ先ほど申し上げましたようなこの機械産業の輸出のビジョンからするならば、プラント類それから航空機、自動車、こういうものによつてウエートをかけていかなければならない。そういう面も当然配慮するということに理解していいんでしょうか。

○政府委員(赤澤璋一君) 先ほど申し上げましたように、いま御指摘のような機種と申しますか、そういった面に、これは輸出だけではございせん、国内においてもやはり産業構造の高度化の観点からも必要であると思えますので、いまのお考えは御指摘のとおりだと考えます。

○田淵哲也君 さらにこの輸出に関連した問題で、すけれども、まあ最初に繊維の規制の問題、日米間で非常に大きな問題になったわけで、すけれども、単にこの繊維だけではなくてダンピング規制という名目でカーテレビとかコンデンサーとか板ガラス、こういうものがやり玉にあがっているわけで、すけれども、今後わが国の機械工業の輸出が伸びれば伸びるほどこういう問題が起こつて、こようかと思つたので、これに対して諸外国の今後の輸入制限の動きを回避するための手段というものを当然考えなければならぬと思つて、これについてどうお考えかお伺いしたいと思います。

○政府委員(赤澤璋一君) たいま御指摘のように、一方アメリカにおきましては、いろいろな関係から保護貿易的な色彩が漸次濃くなつておる。また、また発展途上国におきましても、輸出入のアンバランスといったような面から、やはり輸入制限的な動きがあることも事実でございます。

特に対米輸出の関係につきましましては、いま御指摘のようにダンピング法の運用の強化等々の面からいたしまして、わが国の輸出にいろいろな影響があることも事実でございます。これは機械だけの問題ではございせんが、やはり問題は当該市場における需要というものがいかにうまく適正に対応していくかということにございまして、その面につきましましては、オーダリーマーケットといふことが一応いわれております。機械の面につきましても、やはり対米輸出と申しますのは、数字で申し上げてみますと、昭和四十五年の八十九億六千七百万ドルのうちで、アメリカ向けは二十八億四千七百万ドル、全体の三二%を占めております。こよういったようなことからいたしまして、

やはり今後の輸出政策という面からいたしまして、当該輸出先の国内の産業事情、需要の動向、こよういった両面からいたしまして、いわゆるオーダリーマーケットの確立をはかる、と同時に、価格あるいは品質等につきましても、向こう側から非難を受けないように適正なる態勢でこれを輸出するということも必要であるかと思つて、こよういった面からも、従来、機械関係につきましても輸出取引法等を活用いたしまして、いろいろな輸出の規制を行なつておる。また同時に、対米関係だけではございせんが、やはり全体といたしまして、輸出先の多角化と申しますか、こよういった面についても十分配慮していく必要がございまして、ある商品が特定の国にのみ集中的に輸出をされるということは、今後の、長期に見た輸出政策の面からいたしまして、また輸出先の国の事情からいたしまして、

適当でないと考えられますので、いま申し上げたように、輸出の多角化、また同時に輸出される商品の内容の多角化、こよういった面、両面あわせて今後施策をしてまいる必要があるかと考えております。

○田淵哲也君 オーダリーマーケットといふことが必要だということは、最近強く叫ばれておるわけで、すけれども、ただ、具体的にこれが効果的に進められるかどうか、たとえばこの自動車の例をとりましたら、アメリカは非常にいい市場である、それから運賃、関税等の関係からしても、対米輸出が一番うまみがあるということでも、各社が殺到するということになり、しかもその対米輸出の伸び率が非常に高いということが指摘されておるわけ、すけれども、ただ、具体的に政府として、こよういった個々の企業の活動をどの程度規制できるのか、ほんとうにいままで効果的にこよういふものが進められてきたのか、これからあるいは進められるのか、この点どうなんですか。

○政府委員(赤澤璋一君) オーダリーマーケットの問題は、第一義的には、やはり業界自体の態勢の問題であらうと思つて、したがつて、当該業界が相手方の事情を十分考え、需要者の動向にいたしまして、また相手方の当該商品と同じような商品をつくつておられます。メーカーの動向にいたしまして、こよういった面を十分キャッチをしたしまして、それに適応したような輸出態勢をとると、こよういふことが何よりも必要でございます。こよういった面につきましましては、私もジェトロあるいは在外公館等を通じて、各種の情報がございまして、こよういった面からも業界を指導してまいつておる。今後こよういった面でのいわゆる行政指導の強化をいたしてまいりたいと思つて、政府側でこれができるというやうな面から申しますと、これは一番きつ感じのものはやはり貿易管合による輸出規制というものがございまして、これはこよう簡単にまた発動もしにくい面もあるかと思つて、したがつてこれもあつた種の行政指導の範囲になります。業界のほうに對する行政指導も行ないながら、必要があれば輸出取引法によるいわゆる各種の取引制限と申しますか、あるいは輸出の規制と申しますか、こよういふことをしてまいるわけであります。たとえば、一、二の商品例をあげますと、自転車でございます。あるいは乾電池、こよういったものにつきましましては、対米向けの輸出につきましまして数量規制を現に輸出取引法で行なつておる。

し、また、カメラといったようなものにつきましてもそのアフターサービスにつきましまして同じやうな輸出取引法を使いまして規制をいたしておる。こよういったやうなことで、いわば官民一体となりまして実情に応じたオーダリーマーケットの各種の方法を使って実施をしていくということになつてまいらうかと考えております。

○田淵哲也君 それからもう一つ、相手方の輸入制限を回避するための手段としては、わが国自体の自由化を促進するといふことも、残存輸入制限なり資本の自由化の促進といふことも片一方で進めなければならぬと思つて、こよういふ観点から特にこの自動車の資本の自由化も本年の四月に実施される予定と聞いておられますけれども、ただ、まあこれは自由化されても、これは第一類指定といふことになるわけですね。ところで、現在具体的に問題が提起されておられます。東洋工業とフォードの提携の問題、あるいはいすゞとGMとの提携の問題、現在交渉中だと思つて、すけれども、まあこれについてもやはり前向きに取り組みざるを得ないやうな情勢になりつづつあるのではないかと、この場合、通産省としてこれを認可する条件というものをどう考えておられるか、お伺いしたいと思います。

○政府委員(赤澤璋一君) 資本の自由化につきましましては、全般的に一昨年以来累次にわたつてこれが促進をされてきております。ただいまお話しもございまして、自動車の関係につきましましては、この四月からいわゆる第一類自由化業種といたしまして自由化になるわけでございまして、ただいま具体的に案件として出ておられますのは三菱とクライスラーの資本の提携、これにつきましましてすでに契約書がほぼ両社の間ででき上がりつづつて、こよういふ基本的な合意に達して、こよういふ申請が出てまいるかと考えております。東洋工業とフォードの関係につきましましては、先般もフォード二世が来日いたしましたので、東洋工業との間に提携の基本的な面につきましまして交渉が行なわれたわけであり

○田淵哲也君 奥の奥の事情からいたしまして、こよういふ必要があるかと考えておる。また同時に輸出される商品の内容の多角化、こよういった面、両面あわせて今後施策をしてまいる必要があるかと考えております。

○田淵哲也君 奥の奥の事情からいたしまして、こよういふ必要があるかと考えておる。また同時に輸出される商品の内容の多角化、こよういった面、両面あわせて今後施策をしてまいる必要があるかと考えております。

すが、なお一、二基本的な問題で合意に達してお
りません。両社の話を聴取いたしますと、いずれ
月末あたり向こうの副社長が参りまして、でき
だけ早い機会に基本的な問題についての合意にま
ず到達をしたいと思います。これが、これが到
達をいたしますれば、引き続き詳細な案文の作成
を行ない、これまた認可の申請ということにな
てまいと思ひます。いすゞ自動車とGMとの交
渉は、昨年の秋以来、事務的な段階でいろいろ行
なわれておりますが、これまた幹部同士と申しま
すか、両社の首脳部同士の接触は行なわれており
ません。いろいろな形、チャンネルを通じての事
務的な打ち合わせを行なっているという段階でござ
います。いずれこれ事務的な段階を経ました
上で、両社首脳部の接触が行なわれ、基本的な面
で合意を得れば申請段階に入ってくるという
ことにならうかと考えております。いずれにいた
しましても、いわゆるビッグスリーと申しますア
メリカの三大自動車会社が、そろって日本の自動
車会社と資本提携に進んでくるといふ状況になる
わけでございますが、私もといたしまして、こ
の自動車の資本提携につきましては、基本的に次
のような考え方を持っております。その第一は、
自動車というものが今後わが国におきまして非常
に重要なものとなります。ことばはやや適当でない
かも知れませんが、いわゆる戦略産業といふふう
に私も考えておりますので、この面からいた
しまして、今後の自動車産業にどういふ形で外
資が入ってくるかということ、産業政策の上か
ら非常に重要なことと申します。しかし、私
どもは外資が入ってくるということ自身を拒否す
る考えは初めからないわけでございます。いわ
ゆる入り方として、日本産業の将来の発展に資す
るような形で入ってきてもらいたいということ
を考えておるわけでございます。

具体的には、第一点といたしまして、やはり外
資によって日本の自動車企業というものが乗っ取
られては困るといふことが第一であります。この
乗っ取りといふことにはいろいろな意味があるわ

かと思ひますが、さらに具体的に言えば、外資
によって企業が実質的にコントロールされるとい
う状態は私も適当でないと考えております。入
りてきていただくのはけつこうなんですが、や
はり日本の資本、日本の技術、日本の労働者がみ
ずからの創意とくふうによって今後とも当該企業
の運営をしていくということが適当であろうとい
うことを考えております。こういった意味で、ま
ず乗っ取られないようにする、そういう形で提携
をするということが必要であるというのが第一点
でございます。

それから第二点といたしましては、自動車工業
と申しますのは、これは田淵委員も十分御承知の
ように、多数の部品メーカー、また多数のデー
ラー、販売業者、こういったものから成り立って
おりますので、いわゆる組み立てメーカーに外
資が入りました場合、その結果として、部品工業
あるいは販売面、こういった面に重大な影響があ
るといふことであります。これはまた産業政
策の面からいたしまして、きわめて遺憾なこと
に考えられます。こういった面から外資の導入、
外資との提携にあたりましては、部品工業あるい
は販売面に重大な影響を与えないようにしてい
たいということも第二の基本原则に考えており
ます。

こういったような二点が十分保障されると申し
ますか、確保されずならば、私も外資を受け
入れ、外資と提携することに特段の異議はない、
そういう形で入っていただくことは、今後の日本
の自動車工業の発展のためにも、また技術の進歩
のためにも、むしろいい面も多々あるというよう
な考え方で、具体的な条件につきましても、ケー
ス・バイ・ケースで、いま申し上げましたような観点
から十分審査をし、適当であればこれを認可をし
ていくというふうな考え方で進んでまいりたいと
思っております。

○田淵哲也君 たいだいまの、その条件ですね、
乗っ取られては困るといふことが第一点にあるわ
けですけれども、まあどういふ状態を乗っ取りと

見なすかというのは非常にむずかしい問題ではな
いかと思ひます。たとえば一つは株の構成で規制
するの、あるいはそれ以外の条件もつけるの
か、この点はどうなんですか。

○政府委員(赤澤璋一君) 乗っ取りということば
はなかなかむずかしいのでございまして、一番端
的な例は、少なくとも株式を五〇%以上持ちます
れば、これはその会社を当然支配し得るといふ状
態になります。しかし、株式の比率だけでもって
じや乗っ取りかどうかということをはきめるかとい
うことになりまして、必ずしもそういふ面から、
切れないと申しております。そういった面から、
私、先ほど御答弁申し上げたように、いわば実質
的に当該企業をコントロールする、こういったこ
とがやはり乗っ取りということばの意味ではない
だらうか、こう考えております。したがって、こ
れは株式比率の面もございまして、また重役の
数、またその重役の権限、こういったことにも関
連をいたしてまいります。株式比率の問題といふ
ことになりまして、当然当該株式にたいしては
ます日本自身のまあ株主の比率と申しますか、い
わゆる安定株主比率と申しておりますが、こう
いった面とのバランスを考えてみなければならな
いわけでございます。また重役の面におきまして
も、その数だけでは実際のところはわかりません
ので、その重役——外資系の派遣いたします重役
——の権限、その任免、こういったものは一体ど
うなるのかといったような面も当然重要なポイン
トの一つになってまいります。こういったことを
まあ全体、総合的に判断をいたしまして、やはり
外資と提携をいたしたとしても、日本側資本、日本
側の経営者、日本側の労働者、こういったものが
全体一体となって自主的に当該企業を今後とも運
営をしてまいります。こういったことが可能であるかど
うかという判断をしてまいりたい。まあかように
考えておるわけでございます。

○田淵哲也君 それから特に自由化の場合に重大
な影響が出ると思はれるのは部品工業ではないか
と思ひます。それから自動車産業でいいますと結

局は部品を寄せ集める産業ですから、部品工業の
基礎がしっかりしないと自動車産業というものは
基礎が強くないというところは言えると思うの
ですけれども、特にいままでの機械法ですね、機
械法によりましては自動車の部品工業というのは
非常に重点的にやられてきたものではなかつたかと思
ひます。ところが今回これがまあ法律が変わりま
して、機械法ということになった場合、この自動
車の部品工業についての考え方はどうだらうか。
従来と変わりないのか、あるいは新たな観点から
見るのか、この点をお伺いしたいと思います。

○政府委員(赤澤璋一君) たいだいま御指摘にもご
ざいましたように、自動車部品関係につきましては
は現行の機械法におきまして非常に重点を置いて
この振興、育成をはかっています。現行機械
法、これで十五年になります。開銀融資の実績
面からいまして、全体で七百十五億円の開銀
融資が行なわれておりますが、その中で自動車
部品関係は二百六十八億円、比率にいたしまして
三七・五%ということになっております。つまり
従来まで現行の機械法でもって開銀融資をいたし
ました三分の一強が実にこの自動車部品関係に投
下をされておるといふ実績を示しておるわけであ
ります。で、こういったようなこともございまし
て、また一面、自動車産業の発展にささえられま
して部品工業も漸次合理化をされ、国際競争力が
強まってきたと考えております。

で、今後の新法によりまして部品工業の考え方
でございますが、これは先ほど申し上げましたよ
うに、今度の新法の考え方自体が安全、公害、省
力化あるいは基礎共通部品の供給に関連する業
種、こういったものをまあ重点的に特定業種とし
て指定をしてまいります。こういった考え方でございま
すので、その基本的な線に沿って自動車部品関
係も業種の見直しをしてまいりたいと思っております。
特に自動車部品につきましては、今後予想
されます安全問題、及び公害問題、こういったこ
とに中心を置きまして内容の整理をしてまいりた

いと考えておりました、たとえば自動車部品の中
でも一次衝激の緩衝装置の関係でございますが、
か、あるいは車高—車の高さでございますが、
車高制装置、こういったような、どちらかとい
うとやシステムの面もございしますが、そう
いったようなものも新しく追加をして、今後技術
面におきましてもその生産面におきましても合理
化をはかり、開発を進めてまいるといふことにし
たいと考えておるわけでありませぬ。非常に自動車
部品数がたくさんございしますので、いまだどれ
を従来ものから落とし、どれを追加するといふ
成案を得ておりませぬが、いま申し上げましたよ
うな角度から見直し作業を現在やっております
で、この辺は業界の意見も十分聴取しながら今後
きめてまいりたいと考えておるわけでございます
す。

○近藤信一君 関連して。いま田淵委員の質問に
ちよつと関連して一点お尋ねをするのですが、田
淵委員が心配しておられるように、自動車産業に
対する影響が、自由化になれば相当大きく影響し
てくると思ひます。

このことにつきまして私も三年ほど前に当委員
会で質問したんですが、当時、私がやはり自動車
の自由化ということになれば相当下請企業に対す
る影響というものはあるだろう。で、当時私が質
問したときに、自由化の時期という問題について
私質問したんですが、その当時、自由化の見通し
というものは一九七二年の年度末になればやつと
その見通しが立て得るだろうというふうな御答弁
だったと思うのです。ところが自由化がいま田淵
委員からも言われましたように急速に早められた
わけですね。これは何と政府が否定しようとも、い
わゆるニクソン・佐藤会談における沖繩返還の問
題とからんでんだんどうなってきたというこ
とは、世間周知の問題だと思ひます。で、私が
心配することは、当時私がなぜそれじや自由化が
早くできないかとお尋ねした場合に、政府のほう
では、いま問題になっております部品工場の体制
制が整わない、部品工場の体制が整わないという

自動車の自由化ということについては政府として
は考えていない、こういう御答弁であつたので
す。ところが当初計画より一年半もこの自由化を
早めたという事は、あなたのほうとして、じや
現在自動車の部品工場下請に対する体制というも
のはもう完備しておるのかどうか。当時御答弁が
ありましたように、下請企業の体制というものが
完備しないいうのは無理だと、こう言ってお答えに
なつたんです。ところが一年半も早まったといふ
ことは、じや現段階において自動車の部品工場の
下請の体制というものをあなた方整えるべく御指
導なさつたかどうか。そういう段階に現在もうき
ておるのかどうか、この点を私はお尋ねしたいと
思ひます。

なぜかと申しますならばやはり一番心配して
おることは、いま田淵委員も言っておられました
ように、やはり何と云つても自由化ということに
なれば、自動車というものは部品を集めていわゆ
る組み立てをするわけでありませぬから、主体と
いふものはやはり部品の下請企業に重点が置かれ
なければならぬと思ひます。そういう関係
で、一つ関連せば私はたいへんな問題になると思
ひます。いわゆるあなた方は倒産をどうして未
然に防ぐかということに重点を置いて行政指導を
なされるべきが本来私は通産省としても十分考
えていかなければならぬ。ところがいままでの例を
見ますと、ほとんどがそうでなくして、倒産し
てからその倒産の対策をあなたの方は講じてお
られる。これでは一歩後退なんですね。先日も佐
藤造機が倒産した。これに対するところの下請が
相当倒産するであろう、こういうことが新聞にも
報じられておるのです。自動車の自由化というこ
とになれば、やはり私は相当国内の自動車産業に
影響があることは当然であるし、自動車はどちら
かといへば戦後におけるわが国のこれは一つの保
護産業なんですね。それでしよう。それをアメリ
カ側からの要請によって自由化を一年半も早めた
という事は、私は納得のできない点があると思
ひます。それで、やはり下請の部品工場の体制

というものが完備してそういう時期が早まったの
かどうか、この点をお尋ねいたします。

○政府委員(赤澤輝一君) たいま近藤委員から
御指摘のように、数年前までは確かに自動車関係
につきましても七二年の三月ぐらい、というぐら
いな感じではいろいろ議論が進められておつたこと
は事実でございます。そういう面からいいたしま
すと、その後、いろいろ日米間の交渉等、経緯を
経りましたが、ことしの四月からということになり
ますと、当初のつもりみからいたしまして約一年
ばかり自由化が早まってきたというふうには私も
考えておるわけでございます。こういうふうには自
由化を進めてまいりましたのは、両面の理由があ
らうと思ひます。一つは、やはり自動車の輸出と
いふものがここ数年非常に大きく伸びてまい
ておるといふこととございまして、たとえば四十
年から四十五年までをとつてみますと、全部の
自動車にいたしまして輸出の台数は五・六倍に
なつております。それから乗用車だけで見まして
も、四十年と四十五年の比較では七・二倍とい
ふに、この五年間で全体のトラック、バスまで
含めまして自動車が一・六倍、乗用車に至つては
七倍以上というふうな非常な勢いで輸出が伸びて
まいりました。特に対米関係を見ますと、
この四十年から四十五年までで自動車の輸出は実
に十二・四倍というふうな非常な伸び方をしてお
ります。部品の面におきましても、やはり近年、
ここ二、三年でございまして、輸出が非常に伸び
てまいりまして、昨今では大抵年間一億ドルをこ
えまして、一億二、三千万ドル、こういったよう
な輸出の実績も部品工業自身が持つに至つてまい
りました。こういったような輸出の伸長というこ
とを考えてまいりますと、やはり貿易と申します
のはお互いお互いのことでもございしますので、
お互いにこういった環境を認識し合ひながら今後
の輸出も進めてまいるといふことになりませぬ
と、一方で国内の体制の整備はかりながら、ま
いま申し上げました輸出の実態に裏づけられたわ

が国の輸出競争力の強化という面も十分これは認
識してまいらななきやならぬ、こういった面があ
らうかと思ひます。こういった意味合ひから、や
はりこの資本の自由化といった面も、直接輸出と
は関係ございせんけれども、アメリカ側は特に
非常に強いこれは要望を持っておりませぬので、
こういった面も配慮しながら進めていく、こうい
うことで促進をされてまいつたのだらうと思ひま
す。それからもう一面は、やはりいま御指摘の体
制整備の問題でございますが、これも先ほど申し
上げましたように、過去十年にわたつて、開
銀の融資はもとよりでございますが、業界内の体
制の整備につきまして相当な進展が見られてま
いったことは事実でございます。特に、一次下請
の段階に至りましては、これはたいま申し上げ
ましたように、部品自身が輸出ができるという状
態になつてまいりました。こういった点はやはり
それ自身の国際競争力の強化を物語る一番いい例
だと思ひます。そのほかにも、いわゆる専門的な
企業の育成ということ、それからもう一つは、
これも三年ぐらゐ前から私も努力いたしております
が、一つのユニット化と申しますか、部品を単
なる部品として考えないで、一つのユニットとし
てつかまえる、こういったようなことから、数個
の企業の間でむしろユニットという観点からする
共同開発、あるいは生産の面における提携、こう
いったことが出てまいりました。現在、部品のユ
ニット化という政策に沿つて、これまた私ども所
期しておりましたような一つの体制ができ上がり
つつあります。こういったような国内の事情も踏
まえながら、先ほど申し上げましたわが国の自動
車並びに自動車部品の輸出の実績も見ながら、私
どもとしては自由化の促進ということを進めてま
いったわけでございます。もとより、先ほどの田
淵委員の御質問にもお答え申し上げましたよう
に、資本の自由化を行なうと申しても、全部
丸裸になるわけではございません。新設、合併と
いふ形のものであつて、五〇%以下のものが自由
化をされるということとございまして、現在ござ

います具体的な事例は、いずれも既存の企業の資本提携でございますので、これはもちろん政府の個別の認可の対象になります。この個別の認可の運用にあたりましては、先ほど私がその基本的な考え方として申し上げましたように、下請部品工業あるいは販売面、こういった面について重大な影響を与えないということを私も審査の一つの大きな基準として考えておりますので、必ずしも現在の体制が完全に十分だとは申しませんが、具体的なケースにあたりましては、いま申しましたようなことを十分考慮しながら今後の自由化を進めてまいりたい、こう考えておるわけでございます。

○田淵哲也君 先ほど局長はマスキー法案のことにも少し触れられましたけれども、アメリカでマスキー法案が大体実施に向かって進んでいるわけですが、このエンジンの無公害化について、アメリカの技術と日本の技術との差というものがどの程度あるのか。それから日本の公害に対する技術が、マスキー法案にたえられるようなものがあるか、九七五年までに行えるのかどうか、この見通しについてお伺いしたいと思います。

○政府委員(赤澤一君) アメリカにおきます規制のやり方と日本の規制のしかたは若干ズレがあるといえますが、違つた面がございます。こういった面もありませんので、直ちに公害関係について両者の技術を比較するということは、すぐはできないかと思ひます。また非常に技術のこまかい、むずかしい問題でございますので、的確にお答えできるかどうかかわかりませんが、私の感じているところを申し上げますと、この安全とか公害といった面につきましては、やはりまだアメリカのほうに一日の長があるというところは、これは否定できない事実であらうと思ひます。しかしながら、マスキー法案で示されたような目標値に、しからば行ける自信があるか、あるいはそれが可能であるかという点につきましては、なかなかこれは一口に言いにくい面があると思ひます。先般参りましたフォードの首脳部等ともこの問題を話を

して見ましたが、フォード自身も、まだ自分としてはマスキー法案に対応できるようなものが完全に行けるかどうか、自分としてもまだ自信がないというようなことを言っておりました。こういった面から、いまアメリカももちろんでございますが、日本においても、マスキー法案に示されたような公害基準といえますか、これに完全にマッチし得る技術が現状においてはたしてどこか持っているかというところは、これはちよつと言いくいじやなかるるか。むしろいまのところはどの会社もまだ自信がないと申しますか、十分そこに到達する技術的な根拠をまだ持っていない、こういうのが実情であらうかと思ひます。今後、やはりこういった基準がはっきり示されておきますので、こういった面についてはなお一そう技術の開発に努力を続けてまいらなければならぬと考へておるわけでございます。

○田淵哲也君 いままでの自動車は、ややもすればスタイルとか性能とか、そういうもので競争をしてきたきらいがあるわけですが、これからはやはりこの安全、公害面での技術の争いというものが非常に大きなウエイトを占めるのではないかと思ひます。その意味におきまして、今回の措置法が公害、安全関係に重点を置かれたというのは、まさにタイミングがいいといひますか、時宜を得たものかと思ひますけれども、ただ問題は、ここでひとつお伺いしたいのですけれども、この法案による予算措置ですね、この融資のワケといひますか、これはどうなつていますか。特に前年度に比べてどうなつておるか、その点をお伺いしたいと思います。

○政府委員(赤澤一君) 従来から行なわれておりました開発銀行の融資は、本年度四十五年度が百億というワケでございましたが、四十六年度は百十億というふうなふえております。また中小企業金融公庫の特別融資ワケにつきましても、四十五億から五十億というふうな、これもふえておられます。さらに新しくシステム化促進のための金融措置というところで、これはいわゆる長期信用関係

の三行の金融債を財政投融資で引き受けました金を融資するわけでございますが、これは三十億というところで、共同事業あるいはシステム化という面に新しくこの制度も設けられております。以上が四十六年度のいわば金融措置の概要でございます。

○田淵哲也君 この額は電子のほうと機械のほうと合わせた額ですか、そうですね。そうすると、前年度に比べて十五億の伸びということになるわけですが、ところが今度の法律によつて、やはり公害、省力機器が重点を置かれるということになったわけですね。私は特に公害問題というのは社会的な要請があるわけですが、しかし公害問題に新しく起つてきた問題である。したがって公害問題に力を入れるのは当然でなければならず、この予算を見ますと、公害問題に重点を置かれたと、従来産業基盤の強化のために使つてきた分がそつちのほうに回されるということになるわけですが、従来から続けてきた産業基盤の強化の問題のほうがおそろそそになるのではないかと、だから私は公害問題というふうなものは、新しく社会的な問題として提起されておるわけですから、別に上乗せして予算措置をするぐらいのものが必要ではないかと考へますけれども、この点どうですか。

○政府委員(赤澤一君) ただいま御提案申し上げておるこの新法におきまして、公害あるいは安全といったような面を重視して、公害あるいは安全とのおりでございます。ただこういったような点は、いわゆる公害関連機器あるいは安全の関係の機器、こういったものも相当な重点を置きたいと考へておりますが、従来指定してありますような各業種につきましても、公害あるいは安全といったような観点からの取り上げ方をしたい。こういったことを私も考へておるわけでございます。したがって従来指定機器であったものが公害、安全、いわゆる公害関連機器でないからということ、今回特定業種の指定から落ちるといふふうには考へておりません。自動車部品につきましても、一例でございますが、先ほど申し上げました

ように、たとえば衝突の緩衝装置でありますとか、そういったようないわゆる安全の関係のものに重点を置きまして、これを運用をしていくということになるわけでございます。もちろんそれだけで全部というふうには考へておりませんので、全体で六十億ある資金でございます。いわゆる基礎になりましますか、基礎的な部品と申しますか、機械と申しますか、こういったものあるいは材料関係、こういった面もまた公害なり安全なりの機械をつくりまします上からも必要でございます。こういったような点もございまして、ただ公害、安全に重点を置くことと申しましても、全体一つの体系と申しますか、そういったような体系を組み立てながら、その体系のもとに今後の融資等を運用していくというふうな考へておるわけでございます。

○田淵哲也君 まあ今度のこの法案の趣旨の説明を聞いておりましたも、だからと申しましても同じような機械工業に対する助成策をいつまでも続けるわけにいかないから、たまたま社会的にクロージングされてきた公害問題、省力問題を看板にかけて従来と同じような助成を続けようというふうなねらいじやないかという気がするわけですが、けれども、私は、この公害問題とか省力問題というのは、言うならば新たに提起された問題である、だからこの分はもつと強力に進めるべき問題で、従来やってきた機械法の考へ方の中を塗りかえるといひますか、看板を塗りかえてやるような考へ方ではどうかというふうな気がするわけですが。だから従来の機械法をどういうふうな改めるというのはいいと思ひますけれども、それならば公害、省力関係にもつと大幅に予算を別に取るとか、そういうことがやはり必要じやないかと思ひますが、これはどうなんですか。

○政府委員(赤澤一君) 公害関係あるいは安全関係、こう申しますものがやはり今後の機械工業というものの非常に大きな分野を占めてくるということは、これはもう御承知のとおりでございます。

す。したがって、今後の新法の運用にあたりまして、そういったものを中心に考えていくという事は、これは当然なことでもあり、また、私どもとしてもそこに重点を置いてはかつてまいりたいと思いますが、公害、安全関係ということになりますと、この機械法のいわゆる政策金融と申しますか、特別ワクによる金融だけではございませんで、そのほかにも多数運用し得る面があるわけでございます。これは、たとえば開銀におきまして、その他一般ワクにもございまして、あるいは新技術の開発のためにも必要なワクも用意をされております。こういったことから全般的に公害の面は取り扱ってまいれるわけでございます。いま申し上げましたような、この新法に基づく特別ワクだけで公害関係を処理すると、こういったふうには御理解をいただかないで、公害関係につきましては、これ以外にもいろんな角度からそれぞれ必要に応じて金融措置が講じられていくというふうには御理解をいただきたいと思っております。

○田淵哲也君 それでは最後に、この法案の十三条に勧告の規定があるわけですが、これは勧告程度でどれくらいの効果があるものか、その点をお伺いしたいと思います。

○政府委員(赤澤輝一君) この十三条の規定は、今回新たにこの新法の中に取り入れた規定でございます。それで、これは従来、この体制の整備ということをはかつてまいったわけでございますけれども、なかなか体制の整備をしようとしても、実際問題として、新たな参加者が出てまいりまして、新たな事業活動を起こす企業が出てまいりまして、そのために専門化といったような事業の共同化をやっておくものが実際上行なえなくなるといような事態が予想されるわけでございます。特に今後、資本の自由化が進んでまいりまして、外資系企業あるいは外資そのものの企業、こういったものが出てまいりますので、こういったことも念頭に置きまして、やはり合理化関係、特定電子工業等を営む者につきまして、その点についての配慮をすべきであろうということから設置をした規定

でございます。この勧告がどの程度の効果をあげ得るかということでございますが、この勧告の規定は、この文字どおり勧告でございます。これ自体が何ら強制力を持つたものではございませぬ。この点は、たとえば命令ということになりますと、命令違反をすれば罰則があるというように、今回の十三条の規定は、そこまでの強制力を持つておりません。ただ、勧告ということが法律上制定をされ、法律の根拠に基づいて主務大臣がこれを行なうということになってまいりまして、いわゆる一般の行政指導に比しまして、よほど力を持つと申しますか、社会的な評価を受けるといふふうには私も考えております。こういった面から、私もとしましては、いわゆる従前行なっておりました行政指導から一歩出まして、勧告を行ない得るといふことではございますから、いわばそういった勧告を受けるものの社会的な評価、あるいは経済界における今後の活動の目安と申しますか基準と申しますか、こういったことを十分考えますと、私も、強制規定はなくても、これはこれなりに相当、かなりの実効をあげ得るのではないか、こういったような考え方でこの規定を設けておるわけでございます。

○田淵哲也君 それからもう一つついでに、最後ですが、これから機械工業自体が、やはりプラントのようなものになるとか、あるいは工作機械もNC化するとか、非常に高度化してくるわけですね。あるいは電算機の問題にしても非常に価格の高価なものに重点がだんだん移っていくだろう。そうすると、これはまあ流通機構の問題ですから特にこの法律とは直接関係はないかもわかりませんが、今後、この機械工業の振興のために流通機構面での整備ということが必要になるのではないかと思っております。特に販売資金ですね、輸出の場合でも、プラントに重点が置かれ、プラントのシェアがふえてくれば、当然それに対する金融措置というものが伴わなければ効果をあげないだろう。それからまた国内におきましても、そう

いう大型化した機械、高度化した機械は、やっぱりレンタルシステムというふうなものもとられてこようかと思っております。そういう場合の資金対策について考えなければならぬと思っておりますけれども、この点についての構想があれば、お聞かせいただきたいと思います。

○政府委員(赤澤輝一君) ただいま御指摘のこの流通問題というのは、確かに今後の機械工業を考へてまいります場合、非常に重要なポイントの一つであろうと考えております。この法案におきましても、第三条の第二項、いわゆる「高度化計画」の中で、その第三号におきまして「その他合理化の促進に関する重要事項」ということをあげておりました。この「合理化の促進に関する重要事項」というものの中には、私も、流通と申しますか、そういった面での必要な措置も記載し得るといいますか、高度化計画の中で定め得るといふふうには考えております。従来のこの機械法あるいは電振法におきましても、共同販売会社、こういったものが現行法に基づいて設置をされておりましたことは田淵委員御承知のとおりでございます。たとえば共同事業金融等もいたしておるわけでございます。日本ペーパリングサービスというところは一億六千万円、あるいは日本シリンドラー共同販売、こういったところに二億円、こういったような流通面におきましても十分配慮をしてやっております。電算機につきましては、これはもう御承知のとおり日本電子計算機株式会社、これに相当大量の開業資金をつぎ込みまして、いわゆる業界一本のレンタル資金の供給ということにいたしました。これはもう御承知のとおりでございます。また、いわゆるシステム関係のものの販売、こういったものは、先ほども申し上げましたように、システム化促進融資ということで、本年度から三十億円というふうな特別の金融措置も講じていることにはいたしております。販売関係につきましても、流通関係と申しますか、その面につきましても、私も十分配慮をいたしておるつもり

でございます。また、これは本法ではございせんが、私どもの局で、やはり機械保険の制度を持っておりまして、これ等におきましても、逐年その実績が伸びてきておりました。そのうちで特に工作機械等につきましては、昨年度と申しますか、四十五年度、この二月までの実績で見ましても、この機械保険の付保金額のうちで約四割が工作機械と、こういったことでもありまして、こういったような制度、こういったものも十分本法と関連づけながら運用してまいりたいと考えております。

こういったようなことから、私もこの新法の運用にあたりましては、いま御指摘がございました流通面、販売面、こういった面の合理化と申しますか、こういった面にも十分配慮しながら運用してまいれる所存でございます。

○田淵哲也君 以上です。

○委員長(川上為治君) 他に御発言がなければ、本日はこの程度にとどめます。次回は三月十八日午前十時から開会することと、本日はこれにて散会いたします。午前十一時十五分散会

三月十一日本委員会に左の案件を付託された。(予備審査のための付託は二月十五日)
一、中小企業信用保険法の一部を改正する法律案
三月十二日本委員会に左の案件を付託された。
一、石炭対策に関する請願(第一五四六号)
第一五四六号 昭和四十六年三月三日受理
石炭対策に関する請願
請願者 福島市杉妻町二ノ一六福島県議会
議長 横井政吉
紹介議員 山下 春江君

石炭鉱業の長期安定を図るため、生産体制の整備
運転資金の確保等について特別の措置を講ずると
ともに、閉山、縮小地域については、従業員、離
職後対策、企業の誘致、中小商工業者の救済及び
市財政援助等一連の地域振興対策の強化措置をす
みやかに講ずるよう強く要望する。

理由

石炭鉱業は長年にわたりわが国産業の成長発展に
大きな役割を果たしてきたが、第四次石炭新政策
が実施されて以来、全国的に炭鉱の閉山、縮小が
相次いで発生し、本県においても常磐炭鉱磐城鉱
業所の大幅な事業の縮小、閉山を余儀なくされ、
地域住民に大きな不安と動揺を与え、産炭地域は
もとより、県経済界にじんだな影響を及ぼしてい
る。

昭和四十六年三月二十六日印刷

昭和四十六年三月二十七日發行

參議院事務局

印刷局 大藏省印刷局

N